

# 土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

## （土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## （土木工事共通仕様書に対する補足事項）

**第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

### （現場代理人及び主任技術者等）【変更】

#### 1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

##### 1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。  
② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

### （事故報告書）【変更】

#### 1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

### （しゅん工標）【追加】

#### 1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

### （工事成績評定の選択制）

**第3条** 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
- (2) 工事成績表の考查項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考查項目別運用表(公共建築工事)「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

**(1日未満で完了する作業の積算)**

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通常維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

**(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)**

- 第5条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
- なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

**(現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の対象工事)**

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

#### （資材価格高騰に対する特例措置）

- 第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。  
2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

#### （仮設トイレの洋式化）

- 第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。  
2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

#### （建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

- 第9条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

#### （情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

- 第10条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。  
2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領  
徳島県 CALS/EC HP  
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

#### （C C U S 活用推奨モデル工事）

- 第11条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（C C U S 活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

#### （週休2日確保工事）

**第12条** 本工事は、建設工事の中長期的な扱い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領  
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>



(標示板記載例) 月単位の場合



(標示板記載例) 完全週休2日 (土日) の場合

#### (暫定単価方式の試行)

**第13条** 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

#### (本工事の特記仕様事項)

**第14条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

# R7徳土 徳島県庁 徳・万代 水防テレメータ監視局工事 特記仕様書

## 第1節 システム構成と概要

### 1-1 システムの構成

徳島県水防情報伝達システムのうち、水防テレメータ部分の構成は、「別図-1 機器構成図」のとおりとする。

### 1-2 システムの概要

「水防情報伝達システム」で収集される河川の水位や雨量等のデータは無線機器（テレメータ設備）を介して送信されている。このテレメータ設備については、設置から長年経過しデータの欠測等不具合も確認され更新が必要となっている。これに伴い、無線規格を現状の国電通仕第21号から54号のテレメータ装置に改良することで情報が短時間で収集でき、よりリアルタイムに近い情報提供が可能となるため、無線規格を移行するとともに老朽化している機器の更新を行うものとする。

## 第2節 機器構成

本仕様書の機器構成は、「別表-1 機器構成一覧表」のとおりとする。

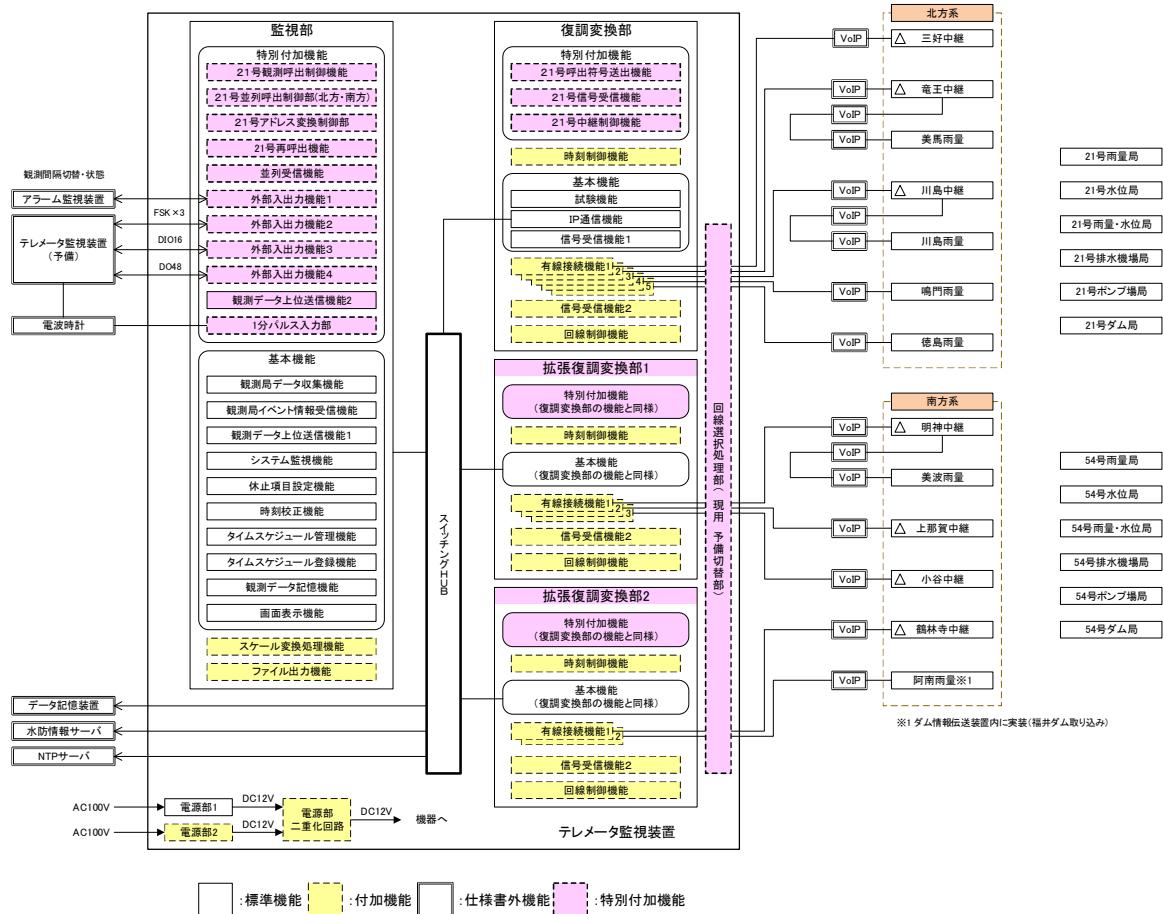
## 第3節 機能仕様

### 3-1 テレメータ監視装置（対象：徳島県庁統制局）

国電通仕第54号 監視局装置による他、特記事項および付加機能は以下によるものとする。なお、収集する観測局が54号と21号の混在となることから、21号に関する特別付加機能を実装する。また、監視装置は既設と同様に現用と予備の構成とする。

#### (1) 局構成

監視局の機能ブロック図を示す。



## (2) 基本機能

- 監視装置の仕様は、次のとおりとする。
- |        |  |
|--------|--|
| 1)構造   | : 屋内据置自立筐体   |
| 2)外形寸法 | : (W) 650 × (H) 2000 × (D) 700mm 程度（取付金具を除く）   |
| 3)塗装色  | : ベールホワイト または マンセル記号 5Y7/1 半ツヤ   |
| 4)電源電圧 | : AC100V   |
| 5)その他  | : 既設同様に電源部は 2 台構成の二重化とする。<br>なお筐体内に設置する機器等決定において、「電機通信設備工事共通仕様書 令和 6 年度版」に基づき、耐震据付設計を実施し、アンカーボルト強度検討を行う。 |

## (3) 付加機能（監視部）

本部は、下記の機能を有するものとする。

- |              |   |
|--------------|---|
| 1)スケール変換処理機能 | : 以下の局について、既設同様の変換処理を行うものとする。<br>大谷川局：水位、ゲート開度、風向、風速、ポンプ状態<br>打樋川局：ゲート開度、風向、風速、気圧、ポンプ状態<br>芝生川局：ゲート開度、風向、風速、ポンプ状態<br>田野川局：ゲート開度、風向、風速、ポンプ状態 |
| 2)ファイル出力機能   | : 観測データ記憶機能に実装された観測データを PDF および CSV 形式でファイル出力を行うものとする。  |

## (4) 付加機能（復調変換部）

本部は、下記の機能を有するものとする。

- |          |  |
|----------|--|
| 1)時刻制御機能 | : 本装置に実装されている全機能に対して時刻データ（内部処理用タイマを含む）を提供する。時刻の精度は 25ms 以内とし、必要な精度を確保するため、新設する NTP サーバから、NTP(Network Time Protocol)等により内部クロック校正用の時刻校正情報を受信する。（NTPについては、ネットワーク構成に依存する伝送遅延等の影響を考慮すること。）  |
| 2)信号受信機能 | : 伝送速度として 1200bps と 200bps 両方の実装が必要な場合に、追加実装するものとする。   |
| 3)有線接続機能 | : 本機能は、既設 VoIP 装置と接続するためのもので、次のア～ウの規格を満足するものとする。また、受信中（スケルチ、S R、R G）信号を使用する場合は、エについても規格を満足するものとする。<br>ア. 入力レベル : 0～-30dBm の範囲に設定可能<br>イ. 入力インピーダンス : 600Ω ± 20% 平衡<br>ウ. 方路数 : 最大 6 方路<br>エ. 接続装置側インターフェース条件<br>① 出力形式 : 無電圧メーク接点<br>② 接点容量 : DC 50V、50mA 以上<br>③ メーク時間 : 接続装置側送信中連続 |
| 4)回線制御機能 | : 本機能は、有線回線の切り替えや切り離しを行うためのもので、オーバーリーチなどによる不要信号の入力を防止する場合に付加する。  |

## (5) 特別付加機能（監視部）

本部は、下記の機能を有するものとする。

- |               |   |
|---------------|---|
| 1)21号観測呼出制御機能 | : 監視部に 21 号観測局呼出制御機能を追加することにより、既設の 21 号方式の観測局や中継局の呼出ができるものとする。一括呼出制御および個別呼出制御は行えるものとし、受 |
|---------------|---|

	信不良による再呼び出し制御は行えないものとする。(呼出機能を限定する。)
2) 21号並列呼出制御部	2系統（北方系・南方系）を並列呼出する場合に付加するものとする。
3) 21号アドレス変換制御部	予め設定しているアドレス変換テーブルを基に、返送信号から該当する観測局の処理が行えるものとする。
4) 21号再呼出機能	21号方式の観測局や中継局の再呼出が行えるものとする。
5) 並列受信機能	54号方式において2系統並列受信ができるものとする。
6) 外部入出力機能 1	既設のアラーム監視装置と接続し観測間隔の状態出力と上位装置からの観測間隔切替情報を入力する。
7) 外部入出力機能 2	テレメータ監視装置（予備）と接続し、音声信号の入出力を行うものとする。
8) 外部入出力機能 3	テレメータ監視装置（予備）と接続し、制御信号の入出力を行うものとする。主に、手動切替、観測間隔、稼働状況、全局一括呼出等に使用する。
9) 外部入出力機能 4	テレメータ監視装置（予備）と接続し、制御信号の入出力を行うものとする。主に、回線切替等に使用する。
10) 観測データ上位送信機能 2	観測データをデータ記憶装置向けにLAN出力可能なものとする。
11) 1分パルス入力部	本部は、既設電波時計と接続し、1分パルス入力による時計校正を行えるものとする。ただし、本時計校正は、21号方式の制御に利用するものとする。

#### (6) 特別付加機能（復調変換部）

本部は、下記の機能を有するものとする。

1) 21号呼出符号送出機能	復調変換部に21号呼出符号送出機能を追加することにより、既設の21号方式の観測局や中継局を制御する符号を送信する機能とパルス符号を周波数変調信号に変換する機能から構成される。
2) 21号信号受信機能	復調変換部に21号信号受信機能を追加することにより、既設の21号方式の観測局や中継局の応答データを受信できるものとする。
3) 21号中継制御機能	復調変換部に21号中継制御機能を追加することにより、既設の21号方式の中継局について、中継装置の起動・停止等の制御を行えるものとする。

#### (7) 特別付加機能（拡張復調変換部）

本部は、2系統並列受信を行う場合に実装するものであり、機能は復調変換部と同様であり、拡張変換部を選択すると復調変換部と同様に標準機能は実装される。拡張復調変換部の付加機能については、下記を有するものとする。

1) 時刻制御機能	本装置に実装されている全機能に対して時刻データ（内部処理用タイマを含む）を提供する。時刻の精度は25ms以内とし、必要な精度を確保するため、新設するNTPサーバから、NTP(Network Time Protocol)等により内部クロック校正用の時刻校正情報を受信する。（NTPについては、ネットワーク構成に依存する伝送遅延等の影響を考慮すること。）
2) 信号受信機能 2	伝送速度として1200bpsと200bps両方の実装が必要な場合に、追加実装するものとする。
3) 有線接続機能	本機能は、既設VoIP装置と接続するためのもので、次のア～ウの規格を満足するものとする。また、受信中（スケルチ、SR、RG）信号を使用する場合は、エについても規格を満足するものとする。

	ア. 入力レベル	: 0～-30dBm の範囲に設定可能
	イ. 入力インピーダンス	: 600Ω±20% 平衡
	ウ. 方路数	: 最大 6 方路
	エ. 接続装置側インターフェース条件	
	① 出力形式	: 無電圧メーク接点
	② 接点容量	: DC 50V、50mA 以上
	③ メーク時間	: 接続装置側送信中連続
4) 回線制御機能	本機能は、有線回線の切り替えや切り離しを行うためのもので、オーバーリーチなどによる不要信号の入力を防止する場合に付加する。	

(8) 特別付加機能 (回線選択処理部・現用予備切替)

本部は、テレメータ監視装置（現用）とテレメータ監視装置（予備）の 2 装置について、複数回線の共用および自動・手動による回線選択機能を有するものとする。その他の機能については、既設機能を踏襲するものとする。

### 3-2 時計装置

(1) 電波時計

本装置は、FM 波により時刻補正信号を受信し、監視装置に対し時刻補正信号を出力するものとする。

1) 構造	: 屋内壁掛型
2) 電源	: AC100V±10%, 60Hz
3) 回路数	: 2 回路
4) 時計制度	: 週差±0.7 秒以内 (+5°C～+35°C) 時刻修正時は積算誤差 0 秒
5) 出力信号	: 30 秒有極信号
6) その他	: 屋内用アンテナ付属

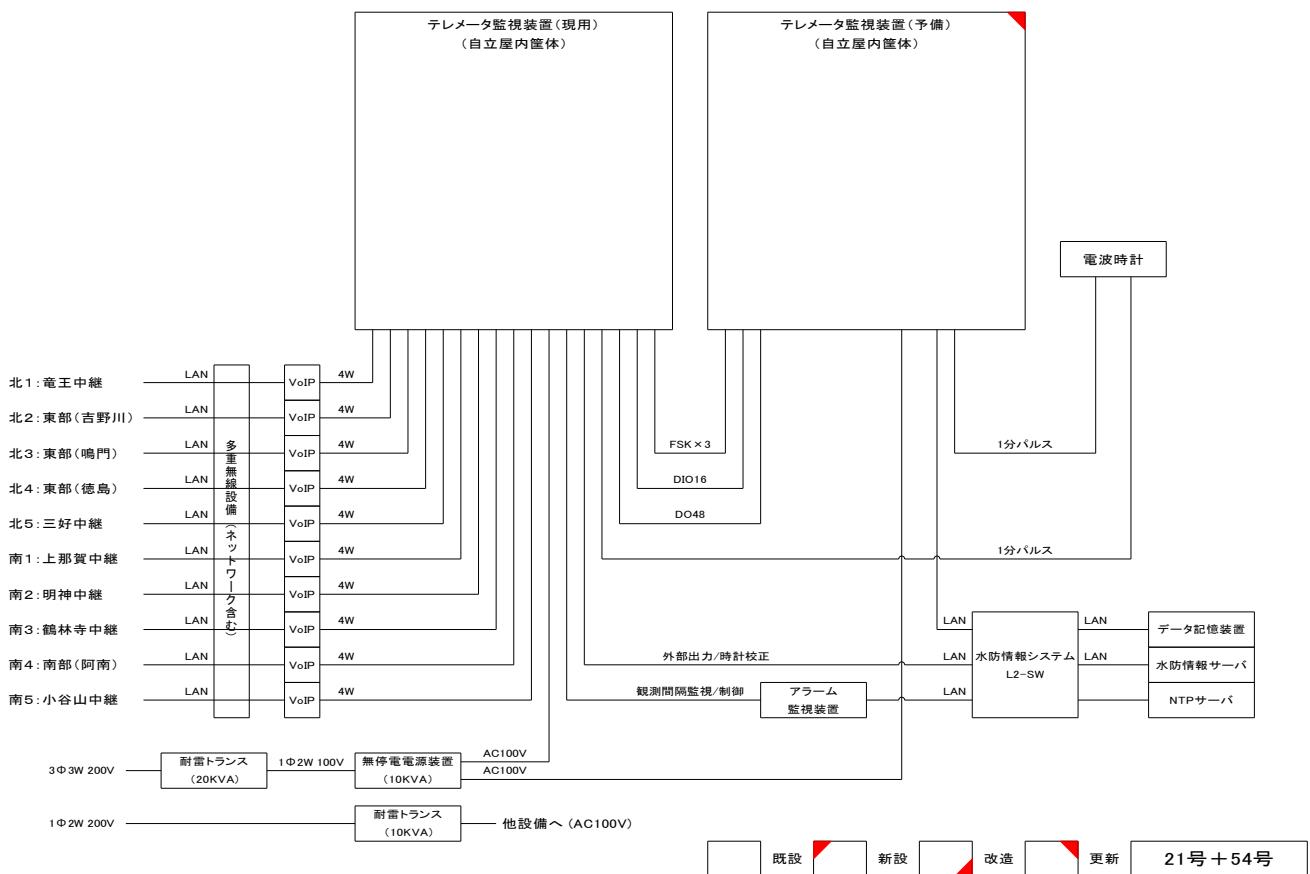
なお、時計装置についても耐震据付設計を実施し、アンカーボルト強度検討を実施する。

(2) タイムサーバ

本装置は、FM 波により時刻補正信号を受信し、IP ネットワークを介して時刻補正信号を出力するものとする。

1) 構造	: ラックマウント型
2) 電源	: AC100V±10%, (50/60Hz)
3) ネットワーク	
a) プロトコル	: UDP/IP、TCP/IP、HTTP、SNMP
b) LAN インターフェース	: 10BASE-T / 100BASE-TX / 1000BASE-T 1 ポート
3) 時刻情報	
a) プロトコル	: SNTPv3、SNTPv4、NTPv2、NTPv3、NTPv4、TIME、DAYTIME
b) 認証方式	: MD5 認証、Autokey
4) 消費電力	: 6W 程度
5) 外形寸法	: (W) 426 × (H) 44 × (D) 280mm 程度
6) その他	: 屋内用アンテナ付属

## 別図-1 機器構成図



徳島県庁監視局

別表-1 機器構成一覧表

品名	規格	員数												備考		
		徳島県庁 (現用)	徳島県庁 (予備)	鶴林寺中継局	徳島雨量局	沖野水位局	北矢三水位局	源氏橋上水位局	丈六円橋水位局	寺谷水位局	徳命水位局	入田水位局	太田川排水機場	芝生川排水機場	立江川排水機場	冷田川排水機場
1. テレメータ監視局装置	国電通仕21号、54号															
監視局装置		1	1													
回線選択処理部	特別付加機能	1	1													現用・予備切替部
監視部		1	1													
本体	収容筐体	1	1													
基本機能																
観測局データ収集機能		1	1													
観測局バッファ情報受信機能																
観測データ上位送信機能1		1	1													
システム監視機能		1	1													
休止項目設定機能		1	1													
時刻校正機能		1	1													
タイムスケジュール管理機能		1	1													
タイムスケジュール登録機能		1	1													
観測データ記憶機能		1	1													
画面表示機能		1	1													
付加機能																
スケール変換処理機能	付加機能	1	1													
ファイル出力機能	付加機能	1	1													
21号観測呼出制御機能	特別付加機能	1	1													
並列受信機能	特別付加機能	1	1													
外部入出力機能1	特別付加機能	1														
外部入出力機能2	特別付加機能	1	1													
外部入出力機能3	特別付加機能	1	1													
外部入出力機能4	特別付加機能	1	1													
復調変換部		1	1													
基本機能																
信号受信機能1		1	1													
IP通信機能		1	1													
試験機能		1	1													
付加機能																
時刻制御機能	付加機能	1	1													
信号受信機能2	付加機能	1	1													
有線接続機能	付加機能	6	6													
21号呼出符号送出機能	特別付加機能	1	1													
21号信号受信機能	特別付加機能	1	1													
拡張復調変換部	特別付加機能	1	1													
基本機能																
信号受信機能1		1	1													
IP通信機能		1	1													
試験機能		1	1													
付加機能																
時刻制御機能	付加機能	1	1													
信号受信機能2	付加機能	1	1													
有線接続機能	付加機能	4	4													
21号呼出符号送出機能	特別付加機能	1	1													
21号信号受信機能	特別付加機能	1	1													
プリンタ		1	1													
時計装置		1	1													
2. テレメータ観測局装置	国電通仕54号															
観測装置	小容量型			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基本機能																
無線制御機能				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時刻制御機能				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
データ記憶機能				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
試験・操作機能				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
通信制御機能																
無線通信機能																
分歧出力機能	付加機能		1													
アドレス変換中継機能	付加機能							1								
データ入力機能																
パルス入力機能	付加機能				1											
デジタル入力機能	付加機能					1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
GPS装置	同軸避雷器含む			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
筐体及び電源部				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
添付品				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
屋内自立型筐体(電源仕様変更含む)				1												
3. テレメータ観測局装置	国電通仕54号															
観測装置	多量型												1		1	
基本機能													1		1	
無線制御機能													1		1	
時刻制御機能													1		1	
データ記憶機能													1		1	
試験・操作機能													1		1	